

## 第 29 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金賦課額の保険料率）</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（介護納付金賦課額の保険料率）</p>

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を介護納付金賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2 [略]

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を介護納付金賦課額算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の額）の当該年度における見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。